



## 新年、明けましておめでとうございます。

堅調な景気感の中、変化する環境への対応が求められる2018年。あおぞらコンサルティングは4月1日に10周年を迎えます。

10周年という節目の年を迎え、今年は初心に戻り「**トライ&チャレンジ**」の精神で取り組んでまいります。特に昨年から取り組んできた新しいあおぞらコンサルティングの体制をより発展させるため「**成長&育成**」をテーマに**人材育成**を中心とした**組織づくり**に力を入れてまいります。

また10周年のこの機会に、より質の高いサービスを**継続的に提供**できるような育成プログラムを確立し、その育成プログラムを社内だけではなく、企業あるいは、人事・労務の

専門家をめざす方への提供も視野にいれていきたいと考えております。業務としては得意な専門性を生かし、ニーズを捉えたサービスの提供をタイムリーに行うことをモットーに「企業年金・退職金の改定・導入」や「高齢者活用のための定年再雇用制度の構築」に力を入れていきます。

また、研修・セミナーでは、労務リスクへの対応を意識した専門的な立場と具体的な事案対応をしている弊所の強みを生かした「ハラスメント研修」や「メンタルヘルス研修」などに力を入れていきます。

今年もお客様へよりよいサービスをご提供してまいります。本年もご指導、ご鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。

## 今後の法改正の動き

～今後の法改正の動向の一部をご紹介します～

### ● 確定拠出年金制度の改正 ～平成30年1月1日施行～

- 近年、確定拠出年金制度の利便性を高める改正が続いていますが、これまでは月単位で拠出することとされていた掛金を、平成30年1月からは、12月から翌年11月までの範囲の複数月分や、1年間分をまとめて拠出することが可能となります。（納付は1月から12月までの範囲内）これにより賞与月にまとめて掛金を納付するなど、加入者のニーズに合った掛金の納付が可能となります。

### ● 職業安定法の改正（労働者募集や求人申込みの制度変更） ～平成30年1月1日施行～

- 求職者等が、労働契約の締結前に、当該契約の中に、職業紹介・募集広告で示された労働条件と異なる内容等が含まれていないかどうか等を確認できるよう、企業側から求人者等に新たな明示義務等が課せられます。※次号詳細

[http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11600000-Shokugyouanteikyoku/0000171017\\_1.pdf](http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11600000-Shokugyouanteikyoku/0000171017_1.pdf)

### ● 雇用保険の教育訓練給付金の適用対象期間延長 ～平成30年1月1日施行～

- 雇用保険の教育訓練給付金に関する**適用対象期間**※については、受講を開始できない日数分を延長しても、最大4年でしたが、平成30年1月1日より、最大20年まで延長が可能となります。

※被保険者であった者が、離職日の翌日以降1年間のうちに、妊娠、出産等の理由により引き続き30日以上教育訓練の受講を開始することができない場合、申請により延長可能な期間

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11600000-Shokugyouanteikyoku/0000189787.pdf>



### ● 高額療養費制度および高額介護合算療養費制度の見直し（70歳以上） ～平成30年8月1日施行～

- 現役並み所得区分に該当する場合、適用区分が現役世代と同様に細分化され、上限額が上げられます。
- 一般区分に該当する場合、高額療養費では外来上限額が上げられ、高額介護合算療養費では限度額が据え置かれます。

### ● 労災保険料率の引下げ ～平成30年4月1日に改正省令施行予定～

- 労災保険料率は、それぞれの業種の過去3年間の災害発生状況などを考慮し、原則3年ごとに改定されます。今回は、事故件数が減少し、保険財政が堅調に推移していることから、保険料率は20業種で引下げ、3業種で引上げ、31業種で据え置きとなる予定です。（平均労災保険料率としては4.7/1000⇒4.5/1000）

その他の詳細やご不明な点は弊所担当までお問い合わせください。TEL. 03-3526-4277